

大阪司法書士会のコンプライアンスの確保のための取組み

1．大阪司法書士会の活動理念

司法書士法では、司法書士の目的として「登記、供託及び訴訟等に関する手続の適正かつ円滑な実施に資し、もって国民の権利の保護に寄与すること」と規定されています。また、司法書士倫理では、司法書士の使命として「国民の権利の擁護と公正な社会の実現にあることを自覚し、その達成に努める」と規定しています。

当会は、司法書士法と司法書士倫理で定める「国民の権利を保護・擁護すること」を基本かつ最重要の理念として、そこに所属する会員が日々の職務を行っています。そして、この理念を、確実に実践することによって、司法書士は、市民のみなさまに信頼されうる法律専門資格者として存在することができるものと考えます。そのためには、コンプライアンスの確保のための積極的な取組みが必要であることは言うまでもありません。

当会では、市民のみなさまの権利を擁護する団体として、司法書士に関連する法令や法規にとどまらず、様々な領域でのコンプライアンスの確保のための取組みを行い、それと同時に、全会員のコンプライアンス意識を高め、浸透させるための方策を講じています。以下、当会が行っているコンプライアンスの確保のための主な取組みをご紹介します。

2．会員の適正な執務を確保するための諸規則・規程の整備

司法書士には、司法書士特有の守るべき規律等があります。コンプライアンスを徹底するためには、それらを遵守しなければなりません。そのため、当会では様々な規則や規程を設け、もって会員の適正な執務を確保し、市民のみなさまの権利の擁護に努めます。

当会が定めている規則や規程の一部をご紹介します。なお、これらの一部は、当会のホームページでもご覧いただくことができます。

(<http://www.osaka-shiho.or.jp>)

大阪司法書士会司法書士執務規則

大阪司法書士会司法書士立会執務規程

大阪司法書士会債務整理事件執務規程

大阪司法書士会依頼者等の本人確認等に関する規程

預り金の取扱いに関する規則

大阪司法書士会戸籍謄本・住民票の写し等の職務上等請求書に関する規程

大阪司法書士会公益的活動に関する規則

大阪司法書士会会員の広告に関する規則

等々

3 . 研修制度の充実

コンプライアンスを徹底するためには、法令、法規や倫理等の正確な理解が基本であり不可欠となります。そもそも司法書士には、法律専門家として「業務に関する法令及び実務に精通」することが司法書士法により要求されており、遵守すべき法令等は膨大な数に上ります。

しかし、それが司法書士という資格である所以であり、司法書士がコンプライアンスを徹底するためには、数多くの法令等を正確に理解し、そして遵守して、市民のみなさまから寄せられる多種多様な相談に対して、正確な知識と経験をもって適切に対応し、その期待に応えることができるに足る能力を備えておくことが必要です。

そのため、当会では会員研修に極めて力を入れており、倫理をはじめ、業務に直接関係のある分野だけではなく、間接的に関係のある分野に至るまで、全国でもトップクラスの充実した研修会を開催し、会員に対して、広く、そして最新の知識や情報を習得するための機会を設けています。そして、研修を通して会員の職務遂行能力と司法書士倫理の維持向上を図り、もって、コンプライアンスの確保に努めています。

また、会員のコンプライアンスに対する意識向上のための方策の一つとして、会員には年間 12 単位（12 時間）以上の研修受講を義務づけ、義務づけられた研修単位を取得しているかどうかについて、当会ホームページ上で市民のみなさまに公開しています。

4 . 市民窓口の設置

市民のみなさまからお寄せいただいた大阪司法書士会や所属会員に対する苦情等は、今後のさらなるコンプライアンス確保のための取り組みへの貴重な情報になるものと考えています。

そこで、当会では、大阪司法書士会市民窓口設置規則並びに大阪司法書士会市民窓口運営規程を設け、会員によるコンプライアンスに反する行為についてだけではなく、当会に対する意見や会員に対する苦情もしくは要望なども受付ける「大阪司法書士会市民窓口」を設置して、市民のみなさまが相談しやすい体制を整えています。

当会は、より一層のコンプライアンスの確保のために、お寄せいただいた苦情等を真摯に受け止め、また、それらを積極的に活かしていきたいと考えていますので、是非、市民窓口をご活用ください。

その他にも、大阪司法書士会紛議調停規則を定め、会員の業務に関する依頼者等との間の紛議について、それを調整して、解決に導くための紛議調停制度も設けています。

【大阪司法書士会市民窓口】

- (相談会場) 大阪府中央区和泉町一丁目1番6号
大阪司法書士会館 相談室
- (相談日時) 毎月 第1・3水曜日 午後3時～6時
(最終受付時刻 午後5時)
- (相談方法) 面接相談 必ず事前予約願います。
- (お問い合わせ) 06 - 6941 - 5351 (大阪司法書士会事務局)
- (相談料) 無料

5 . 公益的活動への参加

司法書士には、司法書士倫理で定められているように、「公益的な活動に努め、公共の利益の実現、社会秩序の維持及び法制度の改善に貢献する」ことも期待されています。

これを実現するために、当会では、大阪司法書士会公益的活動に関する規則並びに大阪司法書士会公益的活動に関する規程を定め、原則、全会員に対して、公益的活動への参加を義務づけています。そして、会員は、毎年1回、当会に対して、公益的活動への参加の有無について報告しなければならないことになっています。

当会では、ここでご紹介したもの以外にも、これまで、多くのコンプライアンスの確保のための取り組みを行い、市民のみなさまの権利を保護・擁護することを基本理念として、市民のみなさまの信頼にお応えしうる存在になるように努めてきました。

しかし、その取り組みに終わりがあることはなく、これから先もずっと継続して、さらなる取り組みを行い、よりいっそう、市民のみなさまから期待され、望まれ、そして信頼される存在になれるように努力して参ります。

以上